

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 公共測量の終了(四件)……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定……………(福祉保健局健康安全全部健康安全課)……………四
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………四
- 一般国道の区域変更……………(同)……………六
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定(二件)……………(建設局道路管理部監察指導課)……………七
- 規程(交)
- 東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程……………(東京都電車一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程)……………九
- 東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………九
- 開発行為に関する工事完了(三件)……………(都市整備局多摩)……………九

## 告示

建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課……………  
 ○平成二十九年度下半期(鳥しょ地区)危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の実施……………(東京消防庁)……………二  
 ○平成二十九年年度危険物取扱者保安講習の実施……………(同)……………二

### ●東京都告示第千四百五十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、江戸川区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月二十二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 江戸川区
- 二 測量の種類 公共測量(道路台帳作成及び基準点測量)
- 三 測量の区域 江戸川区西葛西八丁目、中葛西六丁目、中葛西七丁目、中葛西八丁目、東葛西六丁目、東葛西七丁目、東葛西八丁目、東葛西九丁目、南葛西一丁目、南葛西二丁目、南葛西三丁目、清新町二丁目、臨海町一丁目、臨海町二丁目及び臨海町三丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十八年六月二十七日から平成二十九年三月三十一日まで

### ●東京都告示第千四百六十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、昭島市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同

条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月二十二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 昭島市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 昭島市朝日町三丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十九年六月十五日から同月二十七日まで

### ●東京都告示第千四百六十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、町田市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月二十二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 町田市
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 町田市相原町地内
- 四 測量の期間 平成二十八年十二月二十六日から平成二十九年三月二十九日まで

### ●東京都告示第千四百六十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都第一建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 東京都

二 測量の種類 公共測量 (基準点測量)

三 測量の区域 港区白金台五丁目地内

四 測量の期間 平成二十八年十月十二日から平成二十九年七月三日まで

●東京都告示第千四百六十三号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

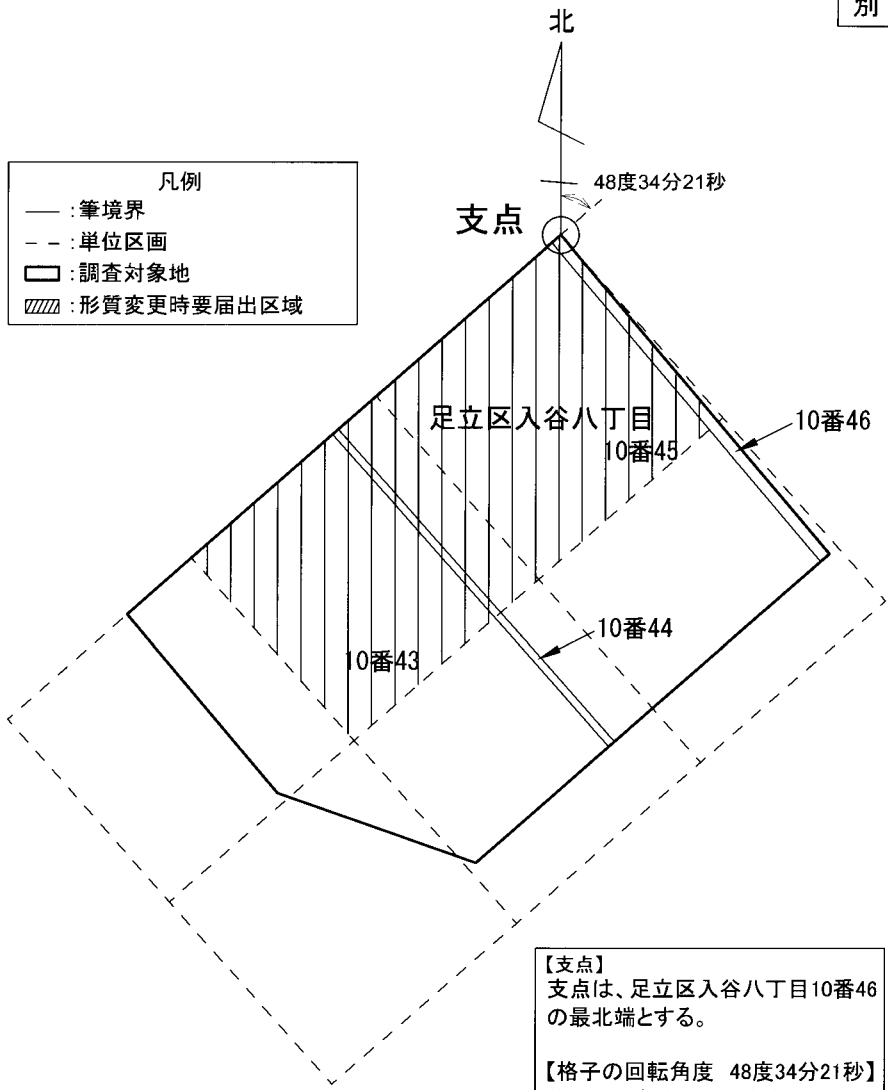
平成二十九年九月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (足立区入谷八丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



【支点】  
支点は、足立区入谷八丁目10番46の最北端とする。

【格子の回転角度 48度34分21秒】  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百六十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

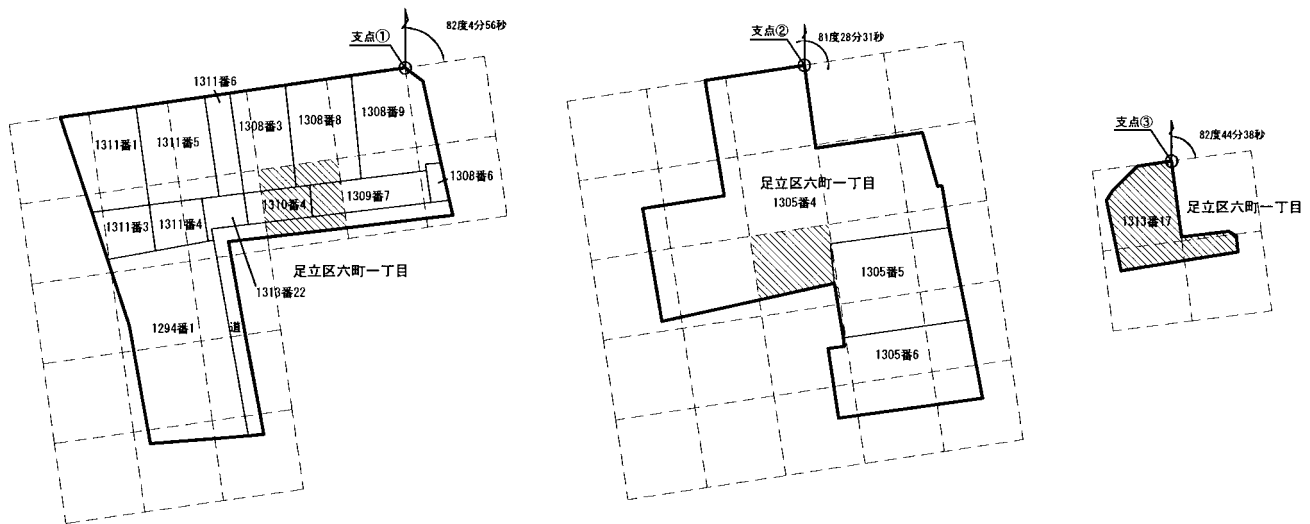
平成二十九年九月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区六町一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物  
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

-----	単位区画
-----	筆境界
-----	敷地境界
////	形質変更時要届出区域

【支点】

①	支点①は、足立区六町一丁目1308番9の最北端とする。
②	支点②は、足立区六町一丁目1305番4の最北端とする。
③	支点③は、足立区六町一丁目1313番17の最北端とする。

【格子の回転角度】

①	82度4分56秒
②	81度28分31秒
③	82度44分38秒

※格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百六十五号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項及び第八条の三の規定に基づき、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習であつて通信制で行う研修及び講習(以下「第二型研修等」という。)を次のように指定する。

平成二十九年九月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 第二型研修等の 公益財団法人全国生活衛生営業指導主催者の名称及び所在地  
センター  
港区新橋六丁目八番二号
- 二 受講対象者  
都内に所在するクリーニング所に勤務するクリーニング師及び業務従事者のうち次のいずれかに該当する者
  - (一) へき地離島に居住する者
  - (二) 聴覚障害等の障害により研修会場等での受講が困難と知事が認めたる者
- 三 申込受付期間  
平成二十九年十月二日から同年十二月十五日まで
- 四 受講料
  - (一) クリーニング師の研修 五千円
  - (二) 業務従事者に対する講習 四千五百円

●東京都告示第千四百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供

する。

平成二十九年九月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 路線名  
奥多摩青梅
- 二 変更の区間  
青梅市駒木町一丁目六百九十五番五地先から同所七百三十二番六地先まで
- 三 変更の概要  
別図表示のとおり

別図

都道奥多摩青梅線区域変更略図

青梅市駒木町一丁目地内

- 一般国道
  - 都道
  - 市道
  - 重用編入区域
- 延長 二九・八三メートル  
面積 八四・九四平方メートル  
(一般国道四百一十一号との重用編入)

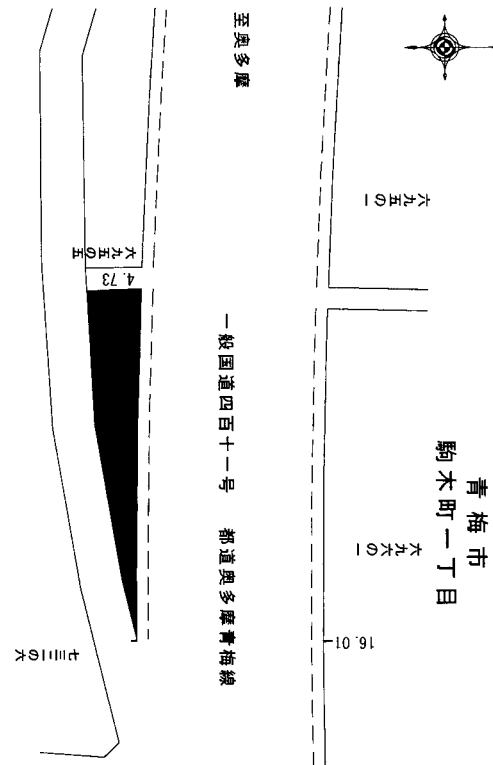
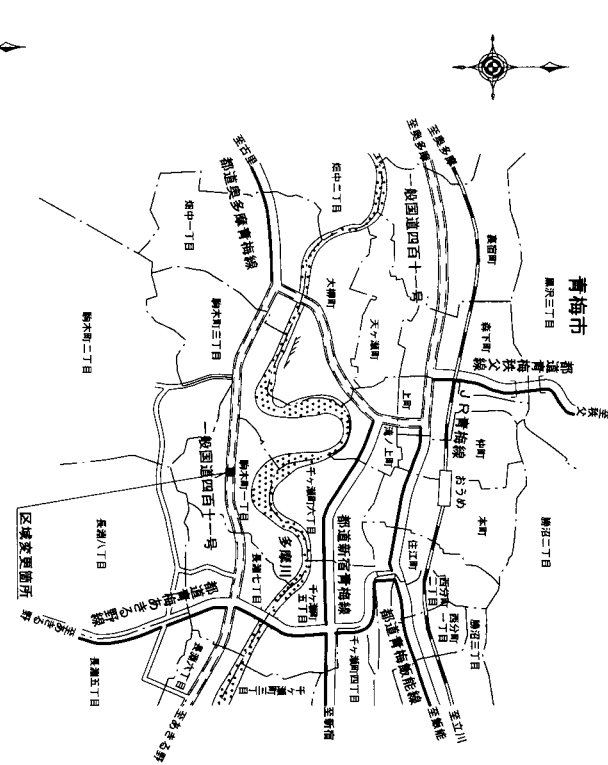


●東京都告示第千四百六十七号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、一般国道の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成二十九年九月二十二日から起算し

て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 平成二十九年九月二十二日  
 東京都知事 小池 百合子

一 路線名 四百一十一号

二 変更の区間 青梅市駒木町一丁目七百三十二番六地先から同所六百九十五番五地先まで  
 三 変更の概要 別図表示のとおり



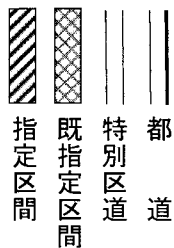
面積 八四・九四平方メートル  
 延長 二九・八三メートル  
 編入区域  
 市道  
 都道  
 一般国道

別図  
 一般国道四百一十一号区域変更略図  
 青梅市駒木町一丁目地内

●東京都告示第千四百六十八号  
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

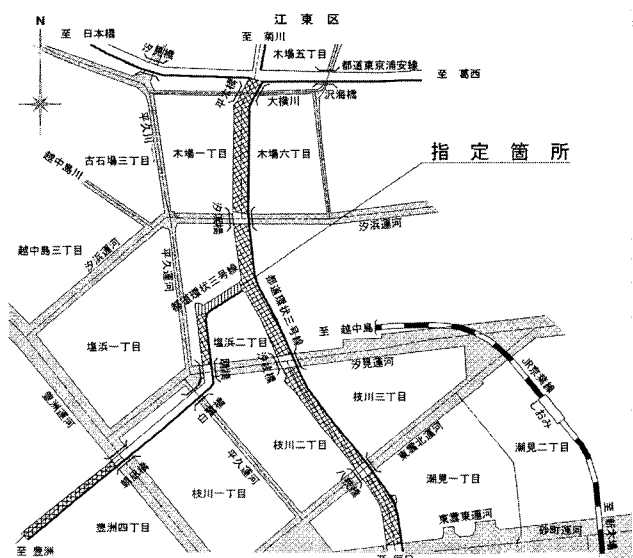
別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
 都道環状三号線  
 江東区塩浜二丁目地内



延長一九八・二三メートル

(電線共同溝予定名称 環状三号・十七号)

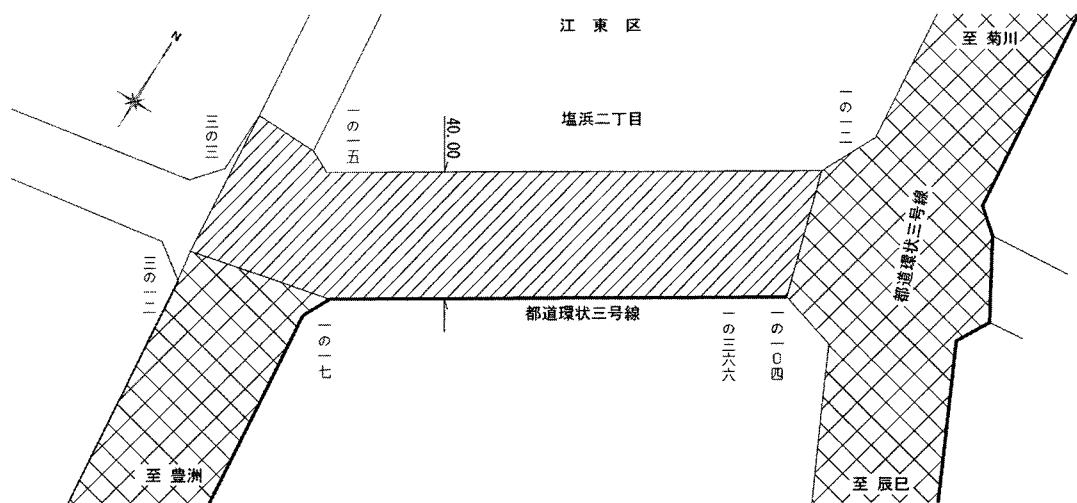


備すべき道路を次のように指定する。  
 平成二十九年九月二十二日  
 東京都知事 小池百合子  
 都道環状三号線

一 路線名  
 都道環状三号線

二 指定する区間  
 江東区塩浜二丁目一番十二地先から同所三番三地先まで  
 別図表示のとおり

三 指定の概要



●東京都告示第千四百六十九号  
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

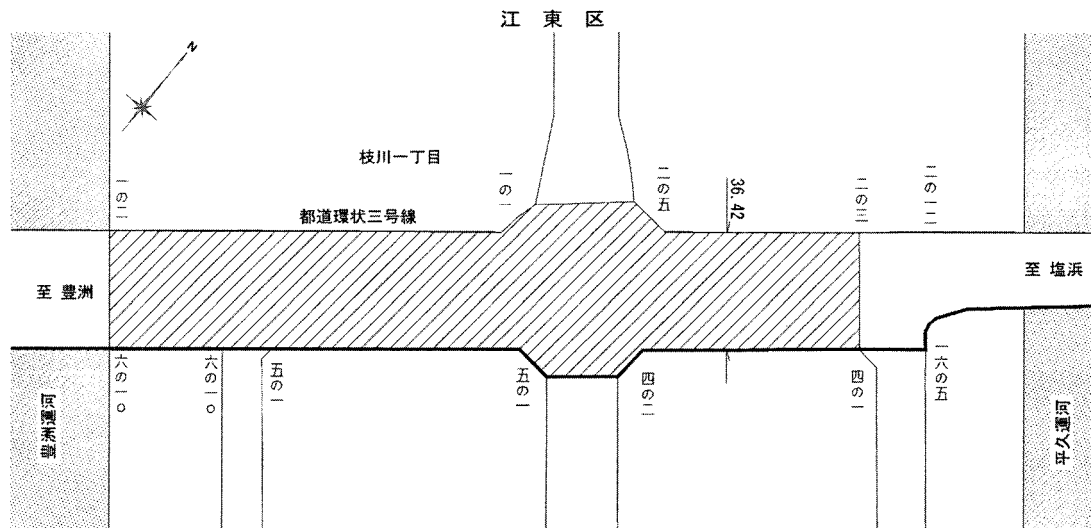
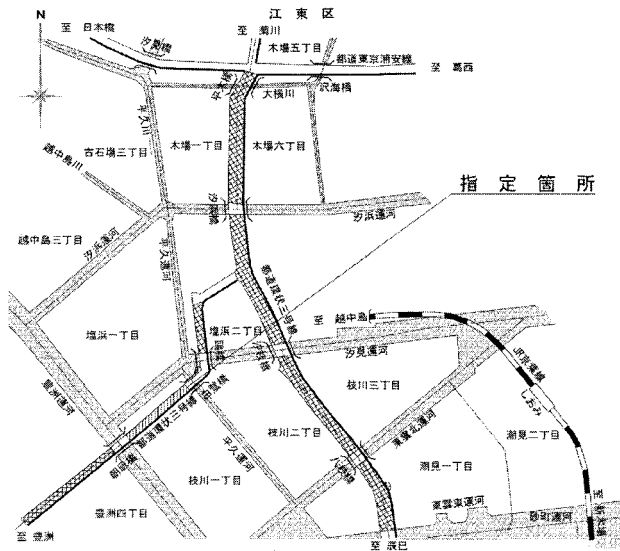
別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定路図  
 都道環状三号線  
 江東区枝川一丁目地内



延長二二三・三〇メートル

(電線共同溝予定名称 環状三号・十八号)



備すべき道路を次のように指定する。  
 平成二十九年九月二十二日  
 東京都知事 小池百合子  
 一 路線名 都道環状三号線

二 指定する区間 江東区枝川一丁目四番一地先から同所  
 一番二地先まで  
 三 指定の概要 別図表示のとおり



規程(交)

●交通局規程第三十三号

東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年九月二十二日

東京都交通局長 山手 斉

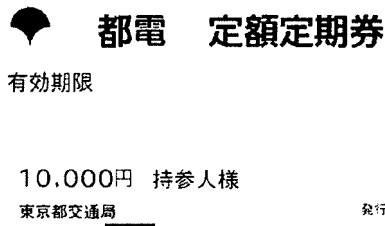
程 東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程

東京都電車条例施行規程(昭和三十九年交通局規程第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一号ニを次のように改める。

ニ 通勤定額定期乗車券(電車内発売用)

表



発行

裏

- 1 乗車の際は必ず本券を両手にご提示ください。
2 本券は持参人ご一名様に限りご使用になれます。
3 次のような場合は、乗車券を無効として回収し、普通乗車券及び普通運賃をいただきます。
(1) 券面の表示事項が塗りつぶし、又は改変して使用したとき。
(2) 有効期間以外に使用したとき。
(3) その他不正乗車の手段として使用したとき。
4 券面の表示事項が不鮮明となった場合は、発売所で書き換えてからご使用ください。
5 本券を紛失された場合は、再発行いたしません。
6 有効期間が経過したり、不用になったときは、お半券でも最寄りの発売所にお返しください。

附則

1 この規程は、平成二十九年十月一日から施行する。

2 この規程の施行前に発売した定期乗車券で、この規程の施行の際現に効力を有するものは、その通用期間中なお引き続き使用することができる。

●交通局規程第三十四号

東京都電車一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年九月二十二日

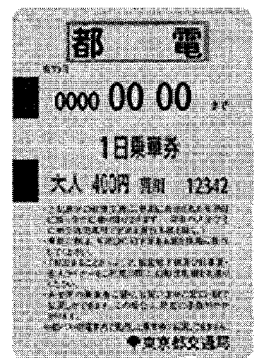
東京都交通局長 山手 斉

東京都電車一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程

東京都電車一日乗車券の発売等に関する規程(平成十一年交通局規程第七十号)の一部を次のように改正する。
第六条第一号の二イ及びロを次のように改める。

イ 大人用

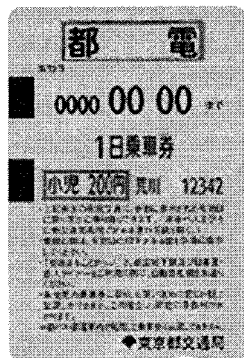
表



備考 裏面は、図柄(乗車券における必要記載事項以外のものをいう。)とし、必要に応じて変更することがある。

ロ 小児用

表



備考 裏面は、図柄(乗車券における必要記載事項以外のものをいう。)とし、必要に応じて変更することがある。

附則

この規程は、平成二十九年十月一日から施行する。

●交通局規程第三十五号

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年九月二十二日

東京都交通局長 山手 斉

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程(昭和五十二年交通局規程第十六号)の一部を次のように改正する。

二 削除

第五条第四号中「乗合自動車」を「東京都電車及び乗合自動車」に改める。

第七条第二号を次のように改める。

二 削除

第七条第四号の二中「乗合自動車」を「東京都電車及び乗合自動車」に改める。

附則

この規程は、平成二十九年十月一日から施行する。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年九月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

立川市西砂町一丁目三十八番六、同番七の一部、同番三十一及び同番三十二  
立川市西砂町一丁目五十九番地の八  
田中 敏夫

日野市平山三丁目四十七番、五十番及び南平九丁目十一番三の各一部、同番六、同番八、同番九の一部、同番十二から同番十七まで、十二番八、同番八地先、同番五十六から同番五十八まで、十三番三、同番五、同番五十の一部、同番八十並びに同番八十一  
多摩市乞田千二百五十一番地  
株式会社デザイン・ウェーブ  
代表取締役 竹川 大貴

日野市三沢三丁目四十二番十九及び同番二十一から同番二十六まで  
町田市南成瀬六丁目八番九号  
有限会社昭和ホーム  
代表取締役 松岡 信二

昭島市美堀町一丁目三百五十五番二百三十三  
豊島区南池袋一丁目十六番十五号  
株式会社西武プロパティーズ  
代表取締役 上野 彰久  
新宿区西新宿二丁目二十六番二号  
野村不動産株式会社  
代表取締役 宮嶋 誠一

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年九月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

国分寺市光町一丁目七番三、同番四、同番七及び同番十九  
埼玉県さいたま市大宮区榎引町一丁目四百五十五番地  
理光建設株式会社  
代表取締役 大谷 博

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年九月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名  
西東京市泉町二丁目千七百九番一の一部、同番四十七及び千七百十二番五  
武蔵野市境二丁目二番二号  
株式会社飯田産業  
代表取締役 兼井 雅史

平成29年度下半期(島しょ地区)危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の実施について

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23に規定する危険物取扱者保安講習及び同法第17条の10に規定する消防設備士講習をそれぞれ次のとおり行う。

平成29年9月22日

東京都知事 小 池 百合子

1 危険物取扱者保安講習

(1) 講習区分

全区分

<p>(2) 受講対象者 危険物取扱者で製造所等において危険物の取扱作業に従事している者又は危険物取扱者で受講を希望する者</p> <p>(3) 実施日時及び実施場所 ア 実施日時 平成29年10月29日 (日曜日) 午前9時から午後1時まで イ 実施場所 新島住民センター 新島村本村一丁目1番1号</p> <p>(4) 受講申請の受付日時及び受付場所 ア 受付日時 平成29年10月29日 (日曜日) 午前8時30分から午前9時まで イ 受付場所 新島住民センター 新島村本村一丁目1番1号</p> <p>2 消防設備士講習 (1) 講習区分 ア 消防設備 イ 警報設備 ウ 避難設備・消火器 エ 受講対象者 消防設備士免状の交付を受けている者</p> <p>(3) 実施日時及び実施場所 ア 実施日時 平成29年10月28日 (土曜日) 午前9時から午後5</p>	<p>時まで イ 実施場所 新島住民センター 新島村本村一丁目1番1号</p> <p>(4) 受講申請の受付日時及び受付場所 ア 受付日時 平成29年10月28日 (土曜日) 午前8時30分から午前9時まで イ 受付場所 新島住民センター 新島村本村一丁目1番1号</p> <p>3 問合せ先 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係 (電話03-3255-2945)</p> <p>平成29年度危険物取扱者保安講習の実施について 消防法 (昭和23年法律第186号) 第13条の23に規定する危険物取扱者保安講習を次のとおり行う。 平成29年9月22日 東京都知事 小池百合子</p> <p>1 講習区分及び受講対象者 (1) 講習区分 全区分 (2) 受講対象者 危険物取扱者で製造所等において危険物の取扱作業に従事している者又は危険物取扱者で受講を希望する者</p>	<p>2 講習の実施日時及び実施場所 (1) 実施日時 平成29年12月1日 (金曜日) 午後1時から午後5時15分まで (2) 実施場所 東京消防庁八王子消防署 八王子市上野町33番地</p> <p>3 受講申請の受付期間、受付時間及び受付場所 (1) 受付期間 平成29年10月16日 (月曜日) から同年11月24日 (金曜日) まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第10号) に定める休日を除く。)</p> <p>(2) 受付時間 午前9時から午後4時30分まで</p> <p>(3) 受付場所 都内 (稲城市の区域を除く。) の各消防署、消防分署及び消防出張所</p> <p>4 問合せ先 (1) 都内 (稲城市の区域を除く。) の各消防署、消防分署及び消防出張所 (2) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係 (電話03-3255-2945) 5 その他 受講申請書は、各受付場所へ配布する。</p>
---	--	---

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号(代)

郵便番号  
 113-0001